

多世代交流・支え合い活動等感染症対策支援事業実施要領

第1 目的

この事業は、新型コロナウイルスの感染拡大によって休止又は縮小されている地域の支え合い活動を、集合型から訪問型へ変更するなど感染防止策を講じて継続しようとする団体等に対して、その取組に係る経費を助成することにより、地域における子どもの見守り機能の維持や高齢者等の社会的孤立の抑止を図ることを目的とする。

第2 対象者

事業の対象者は、以下に掲げる活動を運営する団体又はその代替サービスの実施団体とする。

- (1) 子ども食堂
- (2) 地域子育て支援拠点
- (3) 高齢者サロン（ただし、月1回以上活動しているものに限る）

第3 対象となる取組

事業の補助対象となる取組は、それぞれの活動における以下の取組とする。

- (1) 子ども食堂
 - ア 弁当配布による食事の提供
 - イ 屋内ではなく屋外での食事の提供
 - ウ 一回当たりの人数を制限すること等により、いわゆる3密の防止を徹底した上で行う屋内での食事の提供
- (2) 地域子育て支援拠点及び高齢者サロン
 - ア 訪問などによる相談支援、見守り等の実施
- (3) (1)(2)を運営団体以外の団体が代替で実施する場合

第4 対象経費

事業の補助対象経費は、第3の取組を実施するに当たりかかり増しとなった旅費、消耗品費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費等の経費とし、通常の運営に係る経費については対象としない。

第5 補助金の額

一団体当たり40万円を上限として、第4に係る経費の全額を補助するものとする。

第6 交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、多世代交流・支え合い活動等感染症対策支援事業費補助金交付申請書（様式第1号、以下、「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) その他、知事が必要と認める書類

第7 感染防止策の徹底

申請者は、第3の取組の実施に当たり、新型コロナウイルスに対する感染防止策を徹底

するものとし、その状況を記載した感染症対策チェックリスト（様式第2号）を申請書に添えて知事に提出し、確認を受けなければならない。

第8 決定通知等

知事は、第6及び第7の規定による交付申請の内容、感染防止策の徹底状況を審査し、交付を決定した場合は、多世代交流・支え合い活動等感染症対策支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号以下、「決定通知書」という。）により、また、申請を却下する場合は、却下決定通知書（様式第4号）により遅滞なく申請者に通知するものとする。

第9 交付方法

補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、知事が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

第10 請求

補助金の交付決定を受けた申請者（以下、「交付決定者」という。）は、多世代交流・支え合い活動等感染症対策支援事業費補助金交付請求書（様式第5号）により、補助金を知事に請求しなければならない。

第11 実績報告及び補助金額の確定

交付決定者は、補助金の交付対象となった取組が完了したときは、多世代交流・支え合い活動等感染症対策支援事業費補助事業実績報告書（様式第6号、以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別紙1）
- (2) 収支精算書（別紙2）
- (3) 領収書の写し等支出証拠書類、その他、知事が必要と認める書類

- 2 知事は、交付決定者から提出のあった実績報告書等を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、多世代交流・支え合い活動等感染症対策支援事業費補助金の額の確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

第12 その他

この事業による補助金の交付は、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号）の規定に基づき実施する。

- 2 この事業に係る窓口は、福祉保健部福祉保健企画課のほか、高齢者福祉課、こども未来課及びこども・家庭支援課が担当するものとする。
- 3 この事業は、新型コロナウイルスの感染防止策を講じて活動を継続する団体等に対する支援を目的とした事業であることから、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年度の予算に係る多世代交流・支え合い活動等感染症対策支援事業分から適用する。